

駐車場について

峯 順三議員

・質問 次の点について伺いたい。

市庁舎東側駐車場の目的外利用について

職員用駐車場の有料化について

市営駐車場利用状況等について

・答弁(企画財政部長)

市庁舎駐車場の駐車スペースは、来庁者用として約百六十五台分を確保している。

通常時は、来庁者は容易に駐車できるが、会議が重なった場合や、税の申告時期になると駐車する場所がないほど混雑してしまう状況である。

これは、放置自動車や一時・

常時駐車等の目的外利用が大きく影響しているものと思われる。

この目的外利用をなくすため、看板の設置、ビラの配布などにより注意を促す等、当面現在の利用形態の中で来庁者に支障のないように改善し、管理を徹底していきたい。

職員用駐車場は、現在、南側駐車場と訓練校跡地を利用しており、職員からの駐車料徴収はいまのところ行っていない。

職員用駐車場の確保は、福

利厚生という面もあるが、経済状況の厳しさ、社会状況の変化を踏まえると、ある程度の負担も具体化していかねばならないと認識している。

このことから、平成十三年度から行革推進の一環として検討を重ね、職員に対しても有料化について投げかけをしているところであり、早い時期に有料化を進めていきたい。

現在、市営駐車場は四力所あり、第一・第二駐車場が無料、第三・第四駐車場が有料となっている。

さらに二十一市町村が設置を予定している。

第三駐車場は、百三十九台の駐車が可能であり、本年八月末現在で、百二十八台の利用があり、九十二%の利用率、駐車料金は、平成十三年度決算で、五百三十三万四千円となっている。

第四駐車場は、十七台の駐車が可能であり、現在、四台の利用で、駐車料金は平成十三年度決算で、二十九万五千円となっている。

その他の質問

・教室冷房化計画について

不登校児対策について

丑久保 恒行議員

・質問 次の点について伺いたい。

小・中学校児童・生徒の不登校児数について

「適応指導教室」の現況について

不登校児童・生徒の対応策について

・答弁(教育長)

本市における不登校児童・生徒数は、平成十一年度は小学校五人、中学校二十六人の計三十一人、平成十二年度は小学校十一人、中学校四十一人の計五十二人、平成十三年度は小学校六人、中学校四十三人の計四十九人となっており、平成十二年度をピークに

若干減少している。

平成十三年度の不登校児童・生徒の割合は、小学校で五百七十五人に一人、中学校で四十五人に一人になっており、小学校、中学校とも全国平均、県平均をかなり下回っている。

「適応指導教室」は、不登校になった子供たちに、個別カウンセリング、教科指導等を組織的、計画的に行うために設置するもので、県内においては三十七市町村が設置しており、平成十四年度内には

さらに二十一市町村が設置を予定している。

本市においては、市民プラザ内に保護者や児童・生徒の相談を受ける教育相談室を設置しているが、「適応指導教室」は未設置のため、現在設置に向けて検討しているところである。

不登校に陥る児童・生徒を出さないために、毎年、教職員に対しカウンセリング研修会を実施しており、現在、市内教職員の半数以上が有資格者となっている。また、さわ

その他の質問

・運動会・体育祭の共同開催について

・少子化対策について

